

木村謙蔵議員に対する遺憾決議

平成30年第3回定例会本会議において、「木村謙蔵議員に対する再度の辞職勧告決議」を決議した。これに対し、木村謙蔵議員は自身の議会報告「コソタクト」で「不当な勧告決議」と記載し、新聞折り込みにより市民に配布を行った。

「木村謙蔵議員に対する再度の辞職勧告決議」は、正式な議事手続により議決された三浦市議会の意思表示であり、これを「不当」と述べることは、三浦市議会を真っ向から否定する暴挙である。

三浦市議会では、昭和62年9月に中傷・デマ宣伝の防止を目的とした決議をしている。決議には、「相互の批判は、事実に基づき公明正大に行われるべきであり、いやしくも虚偽をねつ造し、事実をねじまげて批判することは、民主主義の精神に反し、正義と公正をふみにじる行為といわなければなりません」「今後かかる民主主義の原則に反することがないように、事実に基づき公正、正義の立場で議会活動を行っていくことを議会全体で確認したものとあります」との決意が述べられている。この決意は、当然ながら現在でも尊重すべき三浦市議会の指針として生きているものであり、私たち議員は議会内での言動はもちろん、日常の議員活動においても遵守すべきものである。

昭和62年9月の決議は、過去の議会においても幾度となく取り上げられ、その意味が確認されている。平成11年12月の本会議でも、この決議が引用された経過があるが、このとき木村謙蔵議員は本市議会議員として在籍しており、決議の存在、意義については十分に承知していたはずである。

木村謙蔵議員が今回行った行為は、歴史ある三浦市議会の決意を否定する、三浦市議会議員としてあるまじき行為であると言わざるを得ない。

よって、木村謙蔵議員の行為に対しては、三浦市議会として遺憾の意を表明するとともに、木村謙蔵議員には、二度にわたる辞職勧告決議及び本決議を重く受け止め、速やかに自らの身を処すよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年12月4日

三浦市議会